

**文学部 日本語日本文学科**  
**令和4年度 3年次編入学生用 履修のてびき**

**I 卒業要件について**

(1) 編入学後の修業年限は2年である。2年間で次項に定める単位を修得できない場合は年限を延長することができる。ただし、編入学後の在学年数は、休学期間を除いて4年を超えることはできない。

(2) 卒業までに修得すべき最低単位数

本学では授業科目を共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の3つに区分している。この3区分を通して、日本語日本文学科3年次に編入学した者は、編入学時に卒業要件算入単位として認定された単位を含めて、124単位以上を修得しなければならない。ただし、124単位のうちに、次の単位を含めて修得しなければならない。

1 共通教育科目の中から16単位以上（編入学時認定単位数を含む）

（注）共通教育科目は、「基礎教養科目群」の中の「社会科学科目」、「自然科学科目」及び「ジェンダー科目群」から合計4単位以上、「基礎教養科目群」の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」から合計2単位以上、「言語・情報科目群」の中の「言語リテラシー科目」から合計2単位以上を修得すること。

2 基礎・専門教育科目の中から64単位以上（編入学時認定単位数を含む）

3 外国語科目8単位以上（編入学時認定単位数を含む）

なお、令和2年度『履修便覧』の「教職課程科目」（教育の基礎的理解に関する科目等・各教科の指導法・大学が独自に設定する科目・教職基礎科目の「日本国憲法」）、「学校図書館司書教諭課程科目」、「図書館司書課程科目」、「博物館学芸員課程科目」の単位を修得した場合、合計で上限20単位まで卒業に必要な単位数に含める。ただし、編入学時に資格課程科目の卒業要件算入単位数として認められている単位数を含めて20単位とする。

**II 履修要項について**

(1) 令和4年度に3年次編入学した学生に対して適用されるカリキュラムは、令和2年度入学生に適用する履修要項を基本とする。

(2) 編入学生に対して必修科目として指定する科目は、次のとおりである。指定された科目を卒業までに履修し、単位を修得すること。ただし、編入学時に個別に読み替えて単位認定されている科目は、履修することができない。

**【必修科目一覧】**

科目名	単位数	備考
日本語学概論Ⅰ	2	必修
日本語学概論Ⅱ	2	必修
日本古典文学概論	2	必修
日本近代文学概論	2	必修
演習Ⅰ	2	必修
演習Ⅱ	2	必修
卒業論文（卒業制作）	4	必修

(3) 【必修科目一覧】の必修科目以外の科目については、同一科目が現在も開講されている場合、すべて選択科目として履修でき、合格すれば単位も認定される。令和2年度入学生に対して必修科目として指定されていた「古文入門」「漢文入門」「日本語表現演習Ⅰ」「日本語表現演習Ⅱ」「情報リテラシーⅡ」は、編入学生に対しては選択科目となる。ただし、編入学時に個別に読み替えて単位認定されている科目及び「初期演習Ⅰ」「初期演習Ⅱ（日本語日本文学）」「情報リテラシーⅠ」は、履修することができない。

(4) 令和2年度入学生に適用する履修便覧に対する変更については、教務部ホームページでよく確認すること。  
教務部ホームページ <https://www.mukogawa-u.ac.jp/~kyoumuka/>

(5) 日本語教員資格の取得希望者は、『履修便覧』に記載の「日本語教員養成科目」の必要単位を修得すること。また履修を希望する場合、所定の方法で、学科内で登録すること。（方法は別途 info@MUSES で案内する。）

(6) 教職・学校図書館司書教諭・図書館司書・博物館学芸員の課程履修を希望する者は『履修便覧』を参照すること。履修にあたり疑問が生じた場合は、担任、学校教育センター委員、教務委員の指導を受けること。

#### 【注意1：博物館学芸員課程】

博物館学芸員課程は令和3年度より新課程へと移行したが、令和4年度編入学生は旧課程での履修となる。旧課程の選択必修科目（5科目の中から2科目4単位必修）のうち、令和4年度前期に開講される「美術史」を履修すること。ただし、他の選択必修科目「古文書学」「考古学」「文化史」「民俗学」は開講されていないため、前期に開講される日本語日本文学科の専門教育科目「文化交流史」をもつて「文化史」とみなすこととする。履修漏れのないようにすること。

#### 【注意2：教職課程】

「教育実習Ⅰ・Ⅱ（中高）」が単位認定（教認）されている学生については、「教育実習事前指導（中高）」は、選択科目とする。

編入学生は令和4年4月施行の教育職員免許法施行規則が適用されるため、「教育方法の理論と実践」及び「ICT活用の理論と実践」が単位認定（教認）されていない学生は、令和5年度開講の「教育方法の理論と実践（1単位）」「ICT活用の理論と実践（1単位）」を履修の上、単位を修得すること。短大で教職課程を履修していないなくても、編入後に教職課程を履修することは可能である。しかしその場合、他の資格（学芸員・司書・日本語教員）を掛け持ちで履修しないことを強く推奨する。教育実習に行くための要件として、日本語日本文学科の専門教育科目や教職課程科目を多く修得しなければならず、時間割上履修が難しくなることがあるからである。

(7) 入学前既修得単位として単位認定された科目のうち、教員免許状申請に使用できる科目については、評価及び成績通知書に「教認」と表示される。

以上